

伊勢原市議会地震災害時対応指針

1 地震災害時対応指針策定の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では、巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、広域かつ甚大な被害をもたらした。また、近年は地震以外にも、激しい気候変動がもたらす大雨、強大な台風による風水害等、従前では想定していなかった自然災害が頻繁に発生している。

このような状況の中、多くの地方自治体は、防災等に関する計画等の見直しを行っており、本市においても平成25年3月に地域防災計画の改定が行われたところである。

市では、様々な災害を想定し、災害対策本部機能が十分発揮できるよう災害対策本部要員としての職員の役割等を詳細にわたって明記している。

議会としても、災害時に議会がどのように対応し、また、議員がどのように行動すればよいか、その指針の必要性を強く感じたところである。

よって、災害の中でも市域全体に大きな被害が想定される大規模な地震災害時において、議会及び市民の代表である議員が速やかに対応することを目的に、地震災害時対応指針を策定する。

2 議会の基本方針

市の地震災害時の対応が迅速、かつ円滑に実施できるよう、議会として協力、支援を行う。

3 地震災害時における議会及び議員の対応指針

(1) 市災害対策本部が設置された場合

ア 正副議長の役割

伊勢原震度観測点において震度5弱以上の地震を観測したときは、市災害対策本部が設置されるものと承知する。

本会議、委員会又は議会が開催する会議等の開催中に、上記で定めた地震が発生したときは、議長又は委員長等は、直ちに休憩や延会など適切な措置を講じる。なお、本指針の適用の有無については、地震の規模等を考慮して議長又は委員長等が判断する。

議会閉会中又は議会休会中に上記で定めた地震が発生し、議会事務局事務局長又は議会事務局次長若しくは議会事務局職員から連絡を受けた場合は、市役所へ登庁する。なお、災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、自らの判断により市役所へ登庁する。

市災害対策本部が設置されたこと、及び伊勢原市議会地震災害時対応指針に沿って行動することなどを、各議員に連絡する。(なお、災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、正副議長から連絡がなくても、議員は、本指針に沿って行動する。)

市災害対策本部からの災害情報等の提供を受け、その情報を各議員に随時提供する。なお、災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、情報通信インフラが復旧した後とする。

各議員からの災害情報等を収集整理し、市災害対策本部へ情報提供を行う。市災害対策本部と連携し必要な対策を行う。

イ 議員の役割

伊勢原震度観測点において震度5弱以上の地震を観測したときは、市災害対策本部が設置されるものと承知する。

議会閉会中又は議会休会中に上記で定めた地震が発生し、正副議長から連絡を受けた場合は、自身及び家族の安否、居所及び連絡先等を正副議長に報告し、連絡体制を確立する。なお、災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、自身が居住する地域対策部へ報告する。

連絡方法の手段

- ・ 電話 0463 94 4711 (内線)3211、3212、3215
- ・ FAX 0463 94 4738
- ・ Eメール gikai@isehara-city.jp
- ・ 正副議長の携帯電話

連絡項目

- ・ 自身及び家族の安否（怪我の有無等）
- ・ 現在の居所
- ・ 今後の連絡先（携帯電話、自宅の電話・FAX等）

災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、正副議長から連絡がなくても、本指針に沿って行動する。

原則として、自身が居住する地域対策部の活動場所及びその周辺地域での情報収集を行い、正副議長及び自身が居住する地域対策部に報告する。なお、災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合は、自身が居住する地域対策部への報告のみとし、正副議長への報告は、情報通信インフラが復旧した後とする。

災害等により通信網が遮断され、一定期間情報通信インフラが不通となった場合の情報収集は、基本的に自身が居住する地域対策部で行う。

被災地域（自身が居住する地域対策部の活動場所及びその周辺地域を中心とする）における救援活動に協力する。

ウ 会議の開催

議長（又は副議長）は、地震の規模や被害の状況など必要に応じて会派代表者会議を招集し、議会としての対応方針等について協議を行う。

議長（又は副議長）は、会派代表者会議での決定事項や全議員での協議事項又は伝達しなければならない事項がある場合は、全員協議会を開催する。

(2) 東海地震に係る市地震災害警戒本部が設置された場合

ア 正副議長の役割

市の行政防災用無線又は報道機関等から東海地震予知情報（東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に気象庁から発表される情報）が発表されたときは、市地震災害警戒本部が設置され、発生に備え各種の準備行動が開始されるものと承知する。

本会議、委員会又は議会が開催する会議等の開催中に、上記 で定めた情報が発表されたときは、議長又は委員長等は、直ちに休憩や延会など適切な措置を講じる。

議会閉会中又は議会休会中に上記 で定めた情報が発表され、議会事務局事務局長又は議会事務局次長若しくは議会事務局職員から連絡を受けた場合は、市役所へ登庁する。

市地震災害警戒本部が設置されたこと、及び地震の発生により市災害対策本部に移行した場合、本指針に沿って行動することなどについて、各議員に連絡する。

市地震災害警戒本部から東海地震に関連する情報等の提供を受け、必要に応じてその情報を各議員に随時提供する。

イ 議員の役割

市の行政防災用無線又は報道機関等から東海地震予知情報（東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に気象庁から発表される情報）が発表されたときは、市地震災害警戒本部が設置され、発生に備え各種の準備行動が開始されるものと承知する。

議会閉会中又は議会休会中に上記 で定めた情報が発表され、正副議長から連絡を受けた場合は、居所及び今後の連絡先等を正副議長に報告し、連絡体制を確立する。

連絡項目

- ・現在の居所
- ・今後の連絡先（携帯電話、自宅の電話・FAX等）

今後の地震の発生に備えるとともに、地震の発生により市災害対策本部に移行した場合、本指針に沿って行動する。

東海地震に関連する情報収集は、正副議長からの連絡によることとする。なお、必要に応じて自身が居住する地域対策部で情報収集する。

ウ 会議の開催

議長（副議長）は、必要に応じて会派代表者会議を招集し、議会としての対応方針等について協議を行う。

議長（副議長）は、会派代表者会議での決定事項や全議員での協議事項又は伝達しなければならない事項がある場合は、全員協議会を開催する。

4 市災害対策本部設置基準

地域防災計画で定める市災害対策本部設置基準

災害種別	災害内容等
地震災害時	・伊勢原震度観測点において震度5弱以上の地震を観測したとき ・その他、市長が必要と認めたとき

5 東海地震に係る市地震災害警戒本部設置基準

地域防災計画で定める市地震災害警戒本部設置基準

・東海地震予知情報に基づき、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられたとき

6 収束後の対応

市が行う地震災害の復旧、復興対策に対し、議会として全面的に協力するために、会派代表者会議や全員協議会等を開催し、その対応等を協議する。

7 他の災害時の対応

この他の災害時で、本指針による対応の有無については、災害の規模や被害状況等を議長（副議長）が総合的に判断し決定する。

参考資料

地域対策本部設置場所等

地域対策部名 (対策本部)	活動場所	対象自治会の目安
伊勢原北地域対策部 (伊勢原小学校)	伊勢原小学校	伊勢原第三、駅前第一
	千津ふれあい公園	伊勢原第四、七区第二、千津北
	中沢中学校	金山、池端坂戸、田中(国道246南)、池端、下糟屋(渋田川南)
	伊勢原高校	伊勢原上、片町第一、片町第二、田中(国道246北)、板戸第一、板戸第二、板戸第三(小田急線北)
伊勢原南地域対策部 (伊勢原中学校)	伊勢原中学校	大原町、千津南、中尾、ネオハイツ
	桜台小学校	下大竹、原之宿、天王原、上平間台、沼目団地、星和マンション、平間台
	竹園小学校	板戸第三(小田急線)、谷戸大竹、大句、馬渡、木津根橋、八幡台一区、八幡台二区、八幡台三区
大山地域対策部 (大山小学校)	大山小学校	大山上、大山中、大山下、子易上、子易下
高部屋地域対策部 (高部屋小学校)	高部屋小学校	辻尾崎秋山、一之郷中丸、宝地九沢長竹、坊中高橋、藤野、洗水
	山王中学校	ノ引、峰岸上、峰岸下、峰岸団地、台久保、山王原、石倉、子易、三ノ宮、ハイム上粕屋
	市体育館	川上、宮下、原、新田、日向の里
比々多地域対策部 (比々多小学校)	比々多小学校	神戸、串橋、笠窪、坪ノ内、善波、栗原、もえぎ台、大住台、ベルフラワーズ大住台
	市ノ坪公園	アメニティ板戸、白根
成瀬西地域対策部 (成瀬中学校)	成瀬中学校	東富岡、栗窪、前高森、東高森団地、あかね台、すみだ
	成瀬小学校	下糟屋(渋田川北)、小金塚、白金山団地、アイリスの丘
	緑台小学校	北高森、高森台
	アマダフォーラム駐車場	みどり、石田(小田急線北)
成瀬東地域対策部 (石田小学校)	石田小学校	石田(小田厚南)、下落合、見附島(小田厚南)、南落合
	伊志田高校	石田(小田厚北~小田急線南)、東成瀬、見附島(小田厚北)、リバティタウン伊勢原、リバティタウン伊勢原第2、リバティタウン伊勢原第3
大田地域対策部 (大田小学校)	大田小学校	上谷、下谷、沖小稲葉、西屋、新屋、下小稲葉、上平間、下平間、東沼目、西沼目、つきみ野